

一般廃棄物と産業廃棄物について

1 一般廃棄物

- ・ 家庭からの廃棄物
- ・ 事業活動に伴う廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの

2 産業廃棄物

事業活動に伴う下記の20種類の廃棄物

	種類	具体例
すべての事業活動に伴うもの	①燃え殻	石炭がら、炉清掃排出物等
	②汚泥	製造業の生産工程で排出された泥状等
	③廃油	動植物性油、潤滑油、洗浄油等
	④廃酸	写真定着廃液等すべての酸性廃液
	⑤廃アルカリ	写真現像廃液等すべてのアルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず等
	⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず等
	⑨ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラス類、レンガくず、廃石膏ボード等 (⑩に該当するコンクリートくずを除く)
	⑩鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす等
	⑪がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片等
	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設等で発生し、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動	⑬紙くず	建設業*、製紙業等から生ずる紙くず
	⑭木くず	建設業*、木製品製造業等から生ずる木材片等
	⑮繊維くず	建設業*、繊維工業から生ずる天然繊維くず等
	⑯動植物性残さ	食料品製造業等から生ずる魚のあら等
	⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜に係る固形状の不要物等
	⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される牛等のふん尿
	⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛等の死体
⑳	①～⑱を処分するために処理したもの	

*紙くず、木くず、繊維くずのうち、建設業に係るものは、工作物の新築、改築または除去に伴うものに限る

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正に係る手数料一覧

単位:円

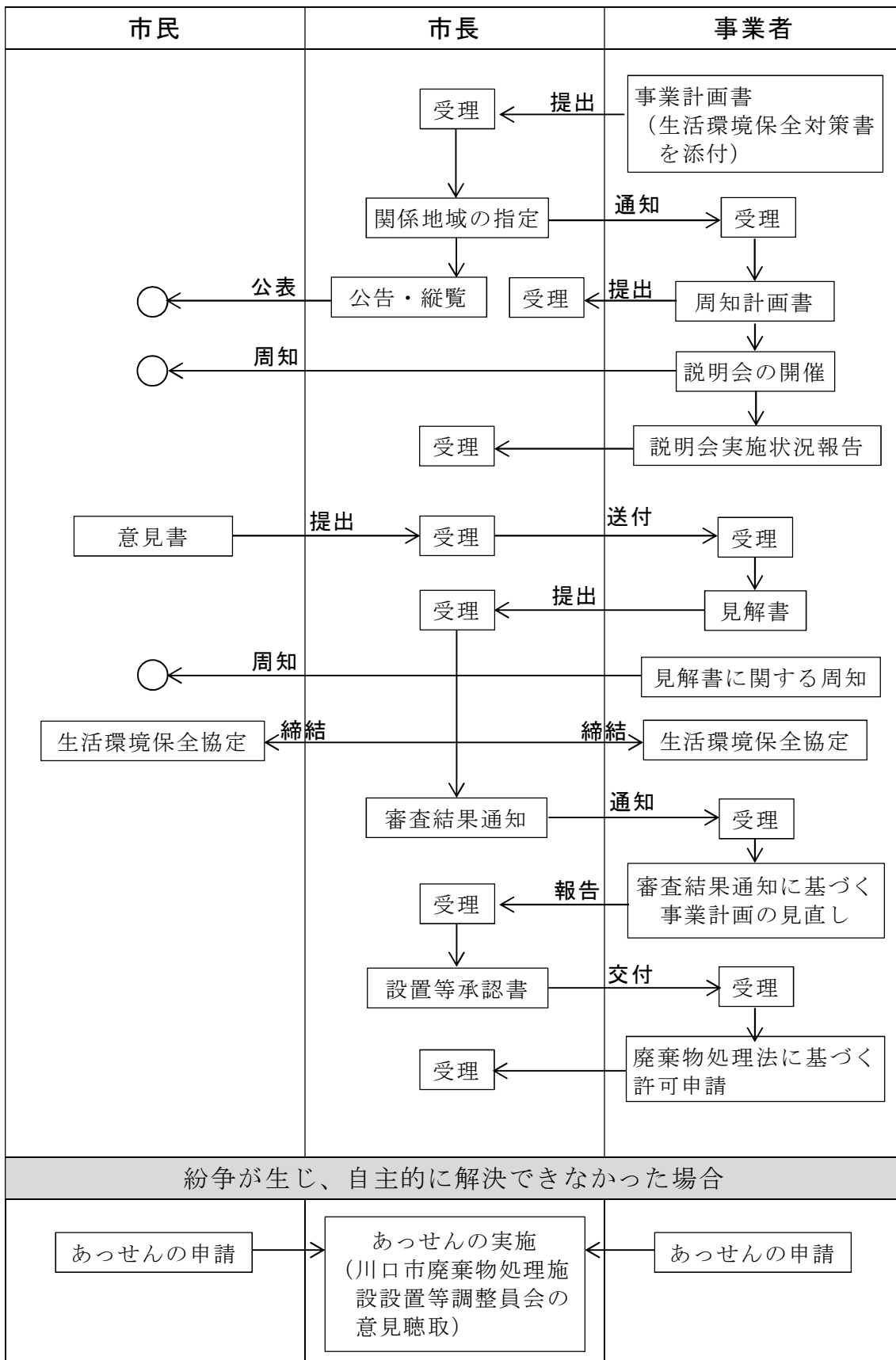
No.	区分	手数料名称	川口市	埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市
1	法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料(法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの)	130,000	130,000 (川越市 140,000)
		一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料(その他の一般廃棄物処理施設に係るもの)	110,000	110,000 (川越市 120,000)
2	法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可	一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料(法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの)	120,000	120,000
		一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料(その他の一般廃棄物処理施設に係るもの)	100,000	100,000
3	法第9条の2の4第1項の規定による熱回収施設の設置者の認定	一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料	33,000	33,000
4	法第9条の2の4第2項の規定による熱回収施設の設置者の認定の更新	一般廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料	20,000	20,000
5	法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	94,000	94,000
6	法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可	一般廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料	94,000	94,000
7	法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	81,000	81,000
8	法第14条第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	73,000	73,000
9	法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可	産業廃棄物処分業許可申請手数料	100,000	100,000
10	法第14条第7項の規定による産業廃棄物処分業の許可の更新	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	94,000	94,000
11	法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	71,000	71,000
12	法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可	産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	92,000	92,000

No.	区分	手数料名称	川口市	埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市
13	法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	81,000	81,000
14	法第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	74,000	74,000
15	法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	100,000	100,000
16	法第14条の4第7項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	95,000	95,000
17	法第14条の5第1項の規定における特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	72,000	72,000
18	法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可	特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	95,000	95,000
19	法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料(法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの)	140,000	140,000
		産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料(その他の産業廃棄物処理施設に係るもの)	120,000	120,000
20	法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可	産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料(法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの)	130,000	130,000
		産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料(その他の産業廃棄物処理施設に係るもの)	110,000	110,000
21	法第15条の3の3第1項の規定による熱回収施設の設置者の認定	産業廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料	33,000	33,000
22	法第15条の3の3第2項の規定による熱回収施設の設置者の認定の更新	産業廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料	20,000	20,000
23	法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可	産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	94,000	94,000
24	法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可	産業廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料	94,000	94,000
25	法第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録	廃棄物再生事業者登録申請手数料	40,000	40,000 (県・越谷市)

※網掛けの手数料(No.7～No.20)は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年一月二十一日政令第十六号)によって、金額が定められているもの。

「川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例案」参考資料

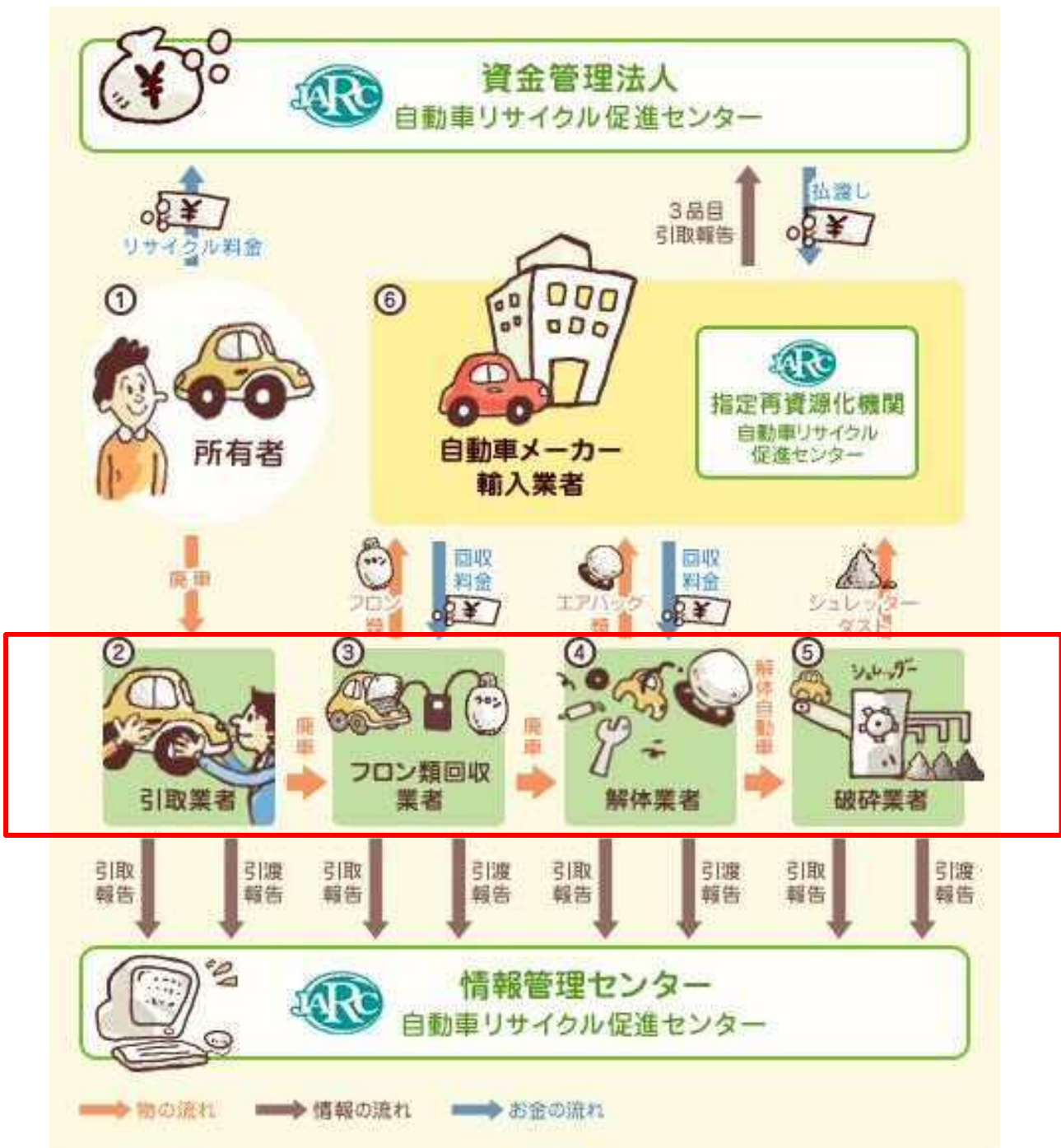
【条例で定める協議手続きのフロー】



「川口市使用済自動車の再資源化等に関する法律関係事務手数料条例案」

参考資料

【自動車リサイクル法の概要】



川口市使用済自動車の再資源化等に関する法律関係事務手数料条例
の制定に係る手数料一覧

単位:円

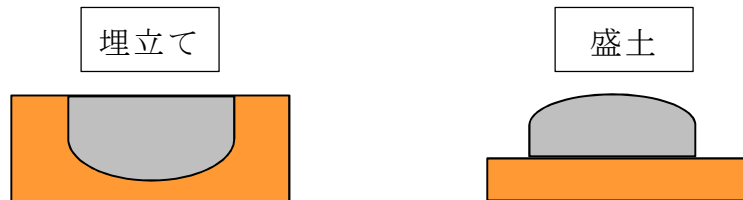
No.	区分	手数料名称	川口市	埼玉県、さいたま市、 川越市、越谷市
1	法第42条第1項の規定による引取業者の登録	引取業者登録申請手数料	5,500	5,500
2	法第42条第2項の規定による引取業者の登録の更新	引取業者登録更新申請手数料	4,000	4,000
3	法第53条第1項の規定によるフロン類回収業者の登録	フロン類回収業者登録申請手数料	5,500	5,500
4	法第53条第2項の規定によるフロン類回収業者の登録の更新	フロン類回収業者登録更新申請手数料	4,000	4,000
5	法第60条第1項の規定による解体業の許可	解体業許可申請手数料	78,000	78,000
6	法第60条第2項の規定による解体業の許可の更新	解体業許可更新申請手数料	70,000	70,000
7	法第67条第1項の規定による破碎業の許可	破碎業許可申請手数料	84,000	84,000
8	法第67条第2項の規定による破碎業の許可の更新	破碎業許可更新申請手数料	77,000	77,000
9	法第70条第1項の規定による破碎業の事業の範囲の変更の許可	破碎業変更許可申請手数料	75,000	75,000
10	法第60条から法第70条第1項までの許可に係る許可証の再交付	許可証再交付申請手数料	1,000	埼玉県、さいたま市:なし 川越市、越谷市:1,000

※網掛けの手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年一月二十一日政令第十六号）によって、金額が定められているもの。

「川口市土砂の堆積等の規制に関する条例案」参考資料

1 土砂の堆積とは

建設工事などで発生した土、砂等を、埋立て、盛土や一時的な保管をすること。



2 土砂堆積の許可基準

(1) 土砂の流出、崩壊等を防止する上での基準

- ① 堆積する土砂の高さ、のり面の勾配※
- ② 排水施設、擁壁の設置（3,000 m²以上の場合に限る）
- ③ 地形、地質、周囲の状況に応じ配慮すべき事項等

(2) 許可申請者等の資力、信用

(3) 計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意

※のり面勾配：H：N



3 許可申請者の責務

申請の概要を、周辺の住民に周知するよう努めなければならない。

4 許可事業者の責務

- ① 堆積を行っている間、見やすい場所に標識を掲示すること
- ② 堆積を行っている間、関係書類を閲覧させること
- ③ 着手した場合、10日以内に市長に届け出ること
- ④ 着手から完了または廃止までの間、搬入した土砂の採取場所及びその数量等を、3ヶ月ごとに市長に定期報告すること
- ⑤ 着手から6ヶ月ごとに、堆積に係る土砂の汚染状況を調査し、市長に届け出ること
- ⑥ 完了または廃止した場合、10日以内に市長に届け出ること

「川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例案」 参考資料

【一般廃棄物処理施設設置に係る生活環境影響評価書縦覧手続】

1 条例（法）改正前

市が設置する施設	民間事業者が設置する施設
<p>条例に基づき市が縦覧 (1ヶ月間)</p> <p>↓</p> <p>県知事に施設設置の届出 (生活環境影響調査結果添付)</p>	<p>県知事（中核市では市長）に 施設設置の許可申請 (生活環境影響調査結果添付)</p> <p>↓</p> <p>焼却施設・最終処分場の場合 県知事（中核市では市長）が縦覧 (1ヶ月間)</p>

2 条例（法）改正後

市が設置する施設	川口市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者が設置する施設	民間事業者が設置する施設（左記以外）
<p>法改正前に同じ <u>ただし、非常災害により生じた廃棄物を処分するために必要な施設として、あらかじめ一般廃棄物処理基本計画に定め、知事の同意を得た施設設置の届出の場合は、焼却施設及び最終処分場に限り、災害廃棄物の処分を特に迅速に行う必要がある場合には、期間の短縮も可能</u></p>	<p>条例に基づき事業者が縦覧 (<u>焼却施設及び最終処分場に限り、期間は1ヶ月間。ただし、災害廃棄物の処分を特に迅速に行う必要がある場合には、期間の短縮も可能</u>)</p> <p>↓</p> <p>県知事（中核市では市長）に 施設設置の届出 (生活環境影響調査結果添付)</p>	<p>法改正前に同じ</p>

※ _____部が今回の改正で規定する内容